

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

北海道農政部農村振興局農村設計課長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

東北農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

関東農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

北陸農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるので、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

東海農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

近畿農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の府県に対し通知するとともに、府県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるので、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

中国四国農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるので、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

九州農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるので、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和 3 年 8 月からの大雨（台風第 9 号及び台風第 10 号等を含む）により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことに留意するよう、貴職から管内の沖縄県に対し通知するとともに、沖縄県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第 9 の 2 の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第 4 の 4 における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。